

十勝地域づくり連携会議規約

(名称)

第1条 この会議の名称は、十勝地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とする。

(目的)

第2条 連携会議は、北海道総合開発計画及び北海道総合計画の見直しに伴い、地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討、共有し、連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 地域の直面する課題に関すること
- (2) 地域づくりの方向及び地域づくりの推進に関すること
- (3) 社会資本整備における重点化に関すること
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表のとおりとし、必要に応じ有識者、地域経済界、民間事業者、協同組合、金融機関、NPO等、地域を支える多様な主体を参画させることができるものとする。

2 連携会議には、ブロック別会議を置くことができる。

(事務局)

第5条 連携会議に事務局を置く。

2 事務局の庶務は、帯広開発建設部及び十勝総合振興局が共同で処理する。

(会議の招集)

第6条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局又は振興局に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年2月6日から施行する。

附 則 この規約は、平成15年6月4日から施行する。

附 則 この規約は、平成16年5月13日から施行する。

附 則 この規約は、平成17年6月3日から施行する。

附 則 この規約は、平成18年5月26日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年7月16日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年6月6日から施行する。

別表

帯広開発建設部長
十勝総合振興局長
帯 広 市 長
音 更 町 長
士 幌 町 長
上 士 幌 町 長
鹿 追 町 長
新 得 町 長
清 水 町 長
芽 室 町 長
中 札 内 村 長
更 別 村 長
大 樹 町 長
広 尾 町 長
幕 別 町 長
池 田 町 長
豊 頃 町 長
本 別 町 長
足 寄 町 長
陸 別 町 長
浦 幌 町 長